

陳述書

令和5年 5月 9日

大阪地方裁判所 御中

氏名

[REDACTED]

1 私は、計測リサーチコンサルタントへ2000年頃に入社後、原告の森次さんへ、当社が利用するプログラムの制作を委託していました。

今回の裁判で私が関与したことがあるプログラムは、本件プログラム3及び4です。本件プログラム1及び2は、当社の兼森が森次さんへ委託しております。本件プログラム5については、私は入社したばかりで、いくらかは関与しているのですが、主としては当社を定年退職し嘱託として働く他の従業員が森次さんと制作しました。本件プログラム6も、私も関与しているのですが、主として既に当社を退職した他の社員が森次さんへ委託しました。

2 当社は、自社で利用するプログラムを内製しております。

ただ、特に森次さんについては、当社社内では身内の人間という感覚があり、森次さんから何か仕事が無いか尋ねられれば、プログラム制作の仕事を振っていました。

私は、今回の紛争が始まるまで、森次さん以外の方に、当社が利用するプロ

プログラムの制作を委託したことはありません。

- 3 私が森次さんへ制作を委託するプログラムは、現場で観測される様々なデータの計測に用いるところ、計測目的や現場の状況によって、プログラムの仕様や、使われる機器の種類や数つまり環境は変わってきます。

私は、そのプログラムの仕様や環境を決め、その仕様等で動くプログラムの制作を、森次さんへ委託します。

具体的には、当社で現場に設置する機器を選定し、その機器とそれに接続するパソコンを森次さんへ現実に貸与し、その機器環境で仕様通りの計測ができるプログラムの制作を依頼しておりました。この依頼はまず、電話かメールで森次さんへ伝え、それを受けて森次さんが当社へ来所し面談して内容の確認を行い、その後、森次さんは制作活動に入りました。このプログラムは当社の自社利用なので、仕様書という書面を作成することはあまりしていません。仕様書を作成しなくとも、問題なくプログラムは制作されてきました。なお、見積書については、現場ごとに経費管理されていたことから、経費特定のため、委託する際には見積書に現場名を記していました。

そうして制作されたプログラムのファイルが保存されたパソコン及び機器は、計測する現場へ設置され、実際に動かしてみて、不具合や変更点があれば、都度、森次さんへ連絡し、プログラムの修正等を行いました。

現場では、基本的にデータを四六時中計測し続けるため、パソコン及び機器は、最初に起動させれば、あとは現場が終わるまで作動させ続けます。

- 4 現場が終わると、パソコンや機器を回収します。回収したパソコンや機器は、他の現場で使います。

他の現場で使う際、前の現場で計測したデータは客先のデータなので削除しますが、本件プログラム3及び4はパソコン自体からアンインストールしませんが、これらは、Visual Basic 6で制作されており、実行ファイル（EXEファイル）を起動して実行するタイプの小さなプログラムであって、そもそもパソコンへのインストールを要するものではありません。

したがって、現時点で森次さんが保有する当社の本件PCに何が残っているのか見当つかないのですが、複数のファイルが残っていることはあり得ると思います。

複数のファイルが残っていても、当社しか利用しないので、特に不都合はありません。仮に前の現場の実行ファイルを現場のテスト時に起動させても、パソコンに接続している機器が前の現場と違う等の理由で、直ちに不具合が判明するためです。

- 5 基本的に、現場毎に現場環境や計測目的は違い、それによって使用する機器の種類や数が異なるため、以前の現場で使用したプログラムを使いまわすと

いうことはありませんが、稀に現場環境や計測目的が似ていた現場があれば使用したことがあります。ヘルプ欄等におけるプログラムの制作者名を、森次さんの屋号から当社へ変更したこともあります。当社の業務利用のためのみに制作されたプログラムなので、当社の業務内で利用する範囲で使うことが問題になるとは思っていませんでした。

なお、本件プログラム5については、汎用的なプログラムなので、パソコンへコピーするなどして使いまわしていました。

以 上